



箱根町記者発表資料

住民票の写し等諸証明書の発行における認証印の誤りについて

箱根町各出張所（4か所）において平成30年8月6日から令和6年3月4日までに発行した住民票の写し等諸証明書約37,000通につきまして、誤った認証印を使用していたことが判明しました。利用された皆様に深くお詫びを申し上げますとともに、諸証明書発行時のチェック体制の強化など再発防止策を徹底してまいります。

1 経緯

町の住民基本台帳システムにおける住民票の写し等の発行において、本来認証印は「箱根町長之印」とすべきところ、「箱根町長職務代理者之印」になっていたことが令和6年3月4日に判明したものです。本庁以外のすべての出張所で認証印が誤って出力されていたことから、認証印の設定履歴を遡って確認したところ、平成30年8月の初期設定から誤っていた。なお、本件の認証印設定の誤りについては、令和6年3月4日中に修正を終えているもの。

2 発行年月日

平成30年8月6日から令和6年3月4日

3 誤った認証印で発行した住民票の写し等の通数※

・住民票の写し	24,632通
・印鑑登録証明書	9,288通
・転出証明書（準ずる証明含む）	2,538通
・印鑑登録申請に係る照会書	165通
・印鑑登録抹消通知書	29通
・埋火葬許可書	133通
	<u>計36,785通</u>

※システム上で抽出した通数

4 原因

平成30年8月6日から新しい住民基本台帳システムでの運用が開始されたが、出張所の同システムに関する証明等に関して、初期の設定から認証印が「箱根町長職務代理者之印」に設定されていたもの。準備段階の平成30年8月4日に町職員及びシステム開発事業者が帳票の出力確認を行っているが、認証印の誤りに気付かなかったもの。

5 今後の対応（本件に該当する諸証明書の有効性）

- ・長期間に亘って多数の証明書が交付され、それに基づき様々な手続きが行われていると考えられること。
- ・認証者である箱根町長の氏名は正しく表示され、また証明内容に誤りがないことは確認されていること。
- ・証明書には箱根町独自の改ざん防止処理がなされた用紙が用いられ、真正性には疑いがないこと。

以上のことから当該証明書の有効性については支障はありません。
ただし、申し出があった場合には、証明書の差し替えを行います。

6 再発防止策

- ・帳票発行時のチェック項目に認証印の確認を追加し徹底する。
- ・システムのリプレイス時等に帳票のテスト印刷実施を徹底する。

照会先

箱根町総務部町民課 担当 山口、稲毛

電話0460-85-7160

E-mail sogomado@town.hakone.kanagawa.jp